

【13用語】

設廃（せつぱい）…設置と廃止

教員伝習小学校（きょういんでんしゅうしょうがっこう）…初等教育や教員

養成の学校、のち暢発学校に改称

貫属（かんぞく）…戸籍の存在する土地、居住する土地

暢発学校（ちようはつがっこう）…明治初期の小学校教員養成学校、群馬県

師範学校の前身

保護役（ほごやく）…学校世話役、各区で人選して学務掛が任命、各小学区

ごとに置かれ、学校運営の一切の事務を担当

学区取締（がつくとりしまり）…中学区内に置かれ、学校の設立から就学の

督励など教育事務を担当

【13解説】

新政府の課題の一つに国民教育の問題があつたが、明治五年（一八七二）八月「学制」が發布されて近代教育の幕開けとなつた。この「学制」では大中小の学区制が採られ、本県は全国八大学区の第一大学区に属し、その中を中学区さらに小学区に区分し、各小学区に一つの小学校を設立しようとした。ただ本県では当初第三十五・三十六・三十七番中学区であつたが、翌六年六月に熊谷県が誕生したことで第十七・十八・十九番中学区に改定された。

本文書は、行政区分では北第十二大区十小区、学区制では第十九番中学区に属した甘楽郡高瀬村が教員伝習小学校の学科・教則・校則を手本として、明治六年十月に小学校設立を申請した際の文書である。なお、設立にかかる諸経費の不足分は、村内の戸数割または寄付金で充当するとしている。